

令和 7 年度第 1 回三刀屋斎場指定管理者選定委員会 議事録

- 開催日時 令和 7 年 10 月 15 日（水）8 時 50 分～10 時 46 分
- 開催場所 雲南市・飯南町事務組合 掛合事務所会議室
- 出席委員 委員長 西村健一（副管理者）
委 員 渡部克彦（事務局長）
〃 内田幸治（事務局次長）
〃 菅田秀樹（所長 ※いいし CC）
〃 宇田川康司（幹事：雲南市市民環境部次長）
〃 野津史昭（幹事：飯南町住民課課長）
(欠席委員なし)
- 事務局員 業務管理室 室長 落合直久、業務管理室 小川 忍
総務課 大谷卓司
- 会議書記 業務管理室 室長 落合直久

○指定管理指定申請者（出席者）

- 株式会社 雲南テクニカルサービス 代表取締役 都間正隆
〃 取締役総務部長 陶山佐知子
〃 三刀屋斎場場長 鶴原 斉

1. 開 会（8 時 50 分～）

渡部事務局長が（資料 1）雲南市・飯南町事務組合指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱を説明。

- ・第 3 条 本委員会は 6 名の委員で構成
- ・第 4 条 委員長は副管理者
- ・第 5 条 会議議長は委員長
- ・第 9 条 会議は非公開、審査経過及び結果は公表

渡部事務局長が、委員全員出席により会議成立を宣言。

2. 辞令交付

渡部事務局長が、辞令書を机上配布してある旨を告げる。

3. 委員長あいさつ（8 時 53 分～）

西村委員長が開会のあいさつを行う。

- ・申請団体は、現指定管理者（株）雲南テクニカルサービス 1 団体のみ
- ・三刀屋斎場の近年の火葬件数の状況
- ・三刀屋斎場供用開始から 29 年経過し、現在火葬炉更新工事と建屋の修繕工事を行い、施設の延命化を図っている
- ・厳正な審査と適正な候補者選定を要請

4. 説明事項（8時55分～）

西村議長が、議題「4. 説明事項」について事務局の説明を求める。

落合室長が（資料2）雲南市・飯南町事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例、（資料3）三刀屋斎場指定管理者導入方針、（資料4）三刀屋斎場指定管理者仕様書、（資料5）三刀屋斎場指定管理者募集要項を説明。

西村議長が委員に対し質疑を求める。

＜質疑なし＞

西村議長が条例・導入方針・仕様書・募集要項に基づき審査することを宣する。

5. 議 事

（1）選定要件、審査基準について（9時22分～）

西村議長が議事「（1）選定要件、審査基準」について事務局の説明を求める。

落合室長が、（資料6）選定要件、審査基準の説明。

西村議長が委員に対し質疑、意見を求める。

＜質疑・意見なし＞

西村議長が選定要件、審査基準の決定を諮る。

＜異議なし＞

西村議長が選定要件、審査基準を原案どおり決定することを宣する。

（2）書類審査（9時27分～）

西村議長が議事「（2）書類審査」について事務局の説明を求める。

落合室長が、（資料6）書類審査（提出書類一覧）の説明を行う。

西村議長が委員に対し質疑を求める。

＜質疑・意見なし＞

西村議長が書類審査の合格を諮る。

＜異議なし＞

西村議長が書類審査は合格と宣する。

（9時29分～9時42分 休憩）

(3) 申請者プレゼンテーション及びヒアリング (9 時 42 分～)

申請者に対し、西村議長からプレゼンテーション及びヒアリングについて説明。

(9:43～ プレゼンテーション) 株式会社雲南テクニカルサービス

都間代表取締役 挨拶

平成 20 年から指定管理者となり、来年 3 月で 18 年目を迎える。

引き続き 3 年の期間ということで指定管理を私どものほうで努めさせて頂きたく、これから説明申し上げる。

陶山部長 申請理由の説明

雲南テクニカルサービスは、葬儀を専門とした会社組織であり、負のイメージを伴いがちな人の死に対して、技術的にも精神的にも精通した運営に鋭意取り組み、21 年が経過。法令遵守のもと、利用者の希望に添えるよう日々努めている。

斎場は飲食店や娯楽施設とは異なり、火葬場は唯一無二に匹敵する場所で、決して営利を追求する場所ではない。同時に人の死に遭い遺骨を拾うというデリケートであり人生の一大イベントに直面する場所でもある。

新型コロナウイルス流行時には、可能な限り感染防止対策を行使し、皆様に安心してご利用いただく努力をしてきた。令和 2 年 4 月に事務組合から感染拡大防止強化の通達により職員も一定の決意を持って業務を遂行できた。コロナ化を経験し危機管理に対する考え方も一層強くなり、いち早く BCP を作成している。今後も事務組合と連携を取りながら今後来るかもしれない危機に備えていきたいと思っている。

私どもに任せていただくことで、私どもが三刀屋斎場の指定管理者になって良かったと住民に実感し、信用して頂ける組織を目指したいと強く願っている。

18 年に及ぶ指定管理業務を継続しているからこそその様々なデータの保有と分析に努めてきた。資料 7 ページから 10 ページは、火葬場を取り巻く状況をグラフ化したもので、様々な角度から分析をしていることがわかると思っている。

火葬業・葬祭業は極めて高度なサービス業であると認識していることから、斎場と直結したシステムを確立することで、喪家の希望を受け止め斎場との能力を融合し、利用者のニーズに即した対応に取り組みたい。核家族化が進み、施設で死亡し、帰る自宅の無い方、身寄りのない方、経済的に困窮されている方など様々です。会館と斎場霊安室を効果的に利用することで一連の葬送を円滑に遂行し、地域の皆様が安心して人を見送ることが可能になる環境を作っていきたい。安心、信頼、利便性こそ指定管理者に対する信用に結び付くと確信している。

最後に、付随業務を雲南市内の様々な民間企業に委託していることから、多くの雲南市内の民間企業がそれぞれの資質を生かした地域住民の暮らしの手

伝い、生活への提案、サービスを提供することで、民間活力による経済の活性化に貢献できると考えている。

鶴原場長 現場からの説明

近年、大規模な施設の改修を行っていただいている。計画的に補修いただいたことで、来場者の安全も含め安心して業務を遂行できている。中でも今年度から実施の火葬炉更新工事については、これから更に増える火葬の件数に対応していくうえでも安心できる状況である。

火葬業務とは別に葬祭ディレクターという資格があり、それを有している者もいる。葬送の議は、火葬のみならず地域性が大変強く、雲南、飯南、宍道地域の葬送の知識と経験を多く持っている。収骨の際や葬儀流れなど、場合によって、または必要があれば利用者のフォローや助言も行っている。

ここ数年、新型コロナウイルスなど感染症の関係もあり、霊安室の利用は大変増えている。最低限の葬送においても職員の業務の必要性は今まで以上に広がっていると感じる。それは、地域に根差し、葬儀や火葬に携わってきた者だからこそできることと思っている。地域の皆様が安心して故人をお預けいただけるように職員一同で努めさせていただく所存である。

平成 21 年から様々なデータを集めさせていただいている。霊安室の利用については、近年 計画的に利用される方も増えてきた。改葬焼骨も墓じまいにより急激に増えてきているなど状況が変わってきている。また、葬送の型式も新型コロナウイルス流行前と後で変わった。式場は、以前の公民館など多くの人が集まれる場所から、コロナ禍は家族葬も増え、自宅やお寺など少し規模の小さな場所へ、そして現在はホールが多くなっている。このように情報を集積していることで、今後も様々な面でお手伝いやお話をさせてもらうことができると考えるので、このような意味でも私どもにお任せいただければ、相談もさせていただきますと思う。

(10:02～ ヒアリング)

内田委員「申請書 33 ページ (2) 職員の研修計画については、近隣の火葬場の視察研修に行かれ、改良すべき点は積極的に取り入れるとあるが、現在はどのような計画を立てて研修をされているか。」

「もう一つは申請書 35 ページ (3) 利用者の要望の把握及びその実現策については、定期的に葬儀業者を通して利用者の動向、要望を把握するとあるが、現在はどのようにして、どのような要望があるか。」

鶴原場長「葬送の流れは変化しており、技術的な面より、どのように対応したほうが良いのか葬送の流れについてはその都度 共有、確認をしている。また、技術的な面については、火葬炉保守業者に、他の火葬場でのトラブルや不具合が起こる原因を聴くことで、それを職員で共有している。視察研修については、今後 炉の更新があるので、同型の炉を

設置している火葬場へ行きたいと考えている。」

「要望については、不具合等や利用者の困りごとを、葬祭業者へ聞かせてもらうことで把握に努めている。」

渡部委員「申請書 34 ページの個人情報保護を保護すること、外部から職員個人へ個人情報を聴き出そうとするような事案はないか。また、外部委託等で入っている方への指導はどのように行なっているか。」

鶴原場長「個人情報を聴かれることは殆どないが、喪家以外の方から火葬や葬儀の時間について問い合わせはある。基本的には親族若しくは知合いにお聴き頂くようお願いしている。また、外部委託等で入られる方に対しては、個人情報が目に触れることの無いよう管理している。」

野津委員「申請書 34 ページの個人情報保護のための措置の中で、コンプライアンスマニュアルの周知徹底を図るとあるが、このマニュアルは火葬場に限らず業務全般に対してのものか、或いは火葬場に特化して示されているのか。」

鶴原場長「葬儀部門と火葬場部門で情報と業種が異なるため、別のコンプライアンスマニュアルを使って周知徹底を図っている。」

西村議長「最近 一人暮らしの方が増えている。そういった場合、他地域にお住いの親族の方とのやり取りは負担になっていないか。」

鶴原場長「ご相談いただく内容は、火葬のことだけでなく、広く葬送にまつわることが多い。本来の業務とは違う内容であっても、これまでの知識や経験を基にお伝えしていることもある。特に霊安室利用の際は通常の火葬より担うところは多くなっている。」

10 時 18 分 西村議長が申請者に対し今後の日程を説明。

10 時 19 分 申請者退席

10 時 19 分 【委員】採点→休憩
【事務局】集計→印刷

（４）採点、評価、講評及び指定管理候補者選定（10 時 39 分～10 時 44 分）

各委員に審査採点集計表を配布。

落合室長が採点結果を説明。

（基準 1）委員合計 146 点

（基準 2）委員合計 227 点

（基準 3）委員合計 207 点

（合計）580 点

選定要件を満たすことを説明。

西村議長が質疑及び委員の評価講評を求める。

＜評価講評＞

- ・全体的に、これまでの指定管理業務や事業計画で示された内容からも、非常に細かな配慮をされていること。また、様々な状況に応じた的確な対応をされていることについて、とても高い評価に値する。

＜質疑なし＞

西村議長が候補者の選定を諮る。

＜異議なし＞

西村議長が異議なしと認め、本委員会は、株式会社雲南テクニカルサービスを指定管理者候補者として選定することを宣する。

（５）審査経過及び結果の公表について（10 時 44 分～10 時 45 分）

西村議長が要綱第 9 条により審査の経過及び結果について公表することを宣する。公表の内容及び時期について事務局提案を求める。

落合室長が公表の内容は、①選定した指定管理候補者の名称 ②得点 ③評価の講評 ④議事録、公表の時期は、選定結果を申請者に文書による通知に合わせ事務組合ホームページに掲載することを提案する。

西村議長が委員に対し質疑を求める。

＜質疑＞

渡部委員「公表の内容で得点は総得点の公表か。」

落合室長「審査基準 3 項目ごとの得点とその合計である総得点の公表となる。」

西村議長が事務局提案のとおり公表することに異議はないか諮る。

＜異議なし＞

西村議長が異議なしと認め、公表の内容及び時期を事務局提案のとおりに決定することを宣する。

三刀屋斎場指定管理者の選定に関して、本日で全ての審議の終了を宣言する。

＜事務連絡＞10:45

渡部局長が、資料及び申請者提出書類は取扱注意・部外秘、委員会内容と結果は公表時期までは部外秘とすることを委員へ依頼する。

6. 閉 会（10 時 46 分）